

第 75 回 伊勢市都市計画審議会 議案書

令和 8 年 6 月 11 日

目 次

【審議案件】

議案第 1 号 役員等の選出

議案第 2 号 伊勢都市計画道路の変更（三重県決定）

■会長及び副会長の選出

伊勢市都市計画審議会条例第 5 条の規定により、会長及び副会長の選出を行います。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に**会長及び副会長各 1 人を置き**、第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者につき任命された委員のうちから**委員の選挙によってこれを定める**。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(伊勢市都市計画審議会条例 令和 4 年 4 月 1 日)

(会長及び副会長の選任)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項に定める委員の選挙の方法は無記名投票とし、有効投票の最多数をもって選任する。

- 2 前項の投票の結果、得票数が同じであるときは、同一得票数の者につき、決選投票により選任するものとする。
- 3 **審議会は、委員に異議のないときは、第 1 項の規定にかかわらず投票に代えて指名推薦の方法を用いることができる。**

(伊勢市都市計画審議会運営規程 令和 4 年 6 月 3 日)

伊勢市都市計画審議会委員名簿

令和8年6月1日

区 分		団体・役職名等	氏 名	備 考
学 識 経 験 の あ る 者	都 市 計 画	國學院大學観光まちづくり学部 教授	あさの さとし 浅野 聡	
	法学・経済	三重弁護士会	うちだ のりお 内田 典夫	
	環境・土木	三重大学生物資源学部 准教授	いとう りょうえい 伊藤 良栄	
	防 災	三重大学工学部 教授	みやけ さとし 三宅 諭	
	交 通	近畿大学工業高等専門学校 教授	なかひら やすゆき 中平 恭之	
	観 光	皇學館大学現代日本社会学部 教授	ふじい きょうこ 藤井 恭子	
	建 築	三重県建築士会伊勢支部	にしい かずひこ 西井 一比古	
	住 宅	三重県宅地建物取引業協会伊勢志摩支部	あさぬま さ ゆ り 浅沼 小百合	
	商 工 業	伊勢商工会議所 副会頭	なかむら てつや 中村 哲也	
	農 業	伊勢農業協同組合 常務理事	かわい ひでとし 河井 英利	
市 議 会 の 議 員	議 会	伊勢市議会議員	おおの ひろふみ 大野 寛文	
	〃	〃	こさか ふみあき 小阪 史章	
	〃	〃	すぎむら たけし 杉村 剛	
	〃	〃	みやもと あきら 宮本 晃	
	〃	〃	しゆく のりやす 宿 典泰	
市 の 住 民	市 民	一般公募	たけもと くにこ 竹本 訓子	
	〃	〃	ちしま たかひろ 千島 孝弘	
	〃	〃	なかで むつみ 中出 睦	
	〃	〃	もりい み え 森井 美恵	

伊勢市都市計画審議会委員等選任要領

伊 勢 市

伊勢市都市計画審議会条例（平成１７年条例第１５７号）に規定する委員、臨時委員、専門委員及び幹事の選任については、次の基準によることとする。

第１ 委員の選任

- １ 条例第３条第１項の規定により市長が任命する委員の構成は、学識経験のある者 10 人以内、市議会の議員 5 人以内、市の住民 4 人以内とする。
- ２ 条例第３条第２項の規定に関係行政機関又は三重県の職員のうちから委員を任命することができるが、地方分権の主旨から委員には選任しないものとする。必要であれば臨時委員として任命する。
- ３ 学識経験のある者、市議会の議員、市の住民より選任する委員は次による。

（１）学識経験のある者（10 人以内）

都市計画に関し、学識経験を有する者については、原則として、都市計画、法学、経済、環境、土木、防災、交通、観光、建築、住宅、商工業、農業部門のうちから選任するものとし、その要領は次のとおりとする。

- ①都市計画部門は、大学等の教員のうちから選任するものとする。ただし、特に専門的知識を有し、他の者をもって代えがたい者は、退官後であっても選任できるものとする。
- ②環境部門、法学部門、経済部門、土木部門、防災部門、交通部門、観光部門、建築部門、住宅部門は、実務経験者又は大学等の教員のうちから選任するものとする。また、他の部門と兼ねることができる。
- ③商工業部門、農業部門は、必ず選任するものとし、商工業部門は商工会議所に推薦を依頼し、選任するものとする。また、農業部門は、産業観光部長と協議し、選任するものとする。
- ④専門として選任されていない部門で議事と特に密接な関係のあるときは、必要に応じ第２にある臨時委員として選任するものとする。
- ⑤国立学校、公立学校の教員は、任命の際あらかじめ教育公務員特例法第１７条第１項の規定に基づき、任命権者の許可を受けなければならない。
- ⑥委員には 70 歳以下の者のうちから選任するよう留意するものとし、再任の限度は 3 期 6 年とする。ただし、市長が特に認める者はこの限りでない。

（２）市議会の議員（5 人以内）

市議会議員のうちから選任する委員は、議会の推薦を経て任命するものとする。

（３）市の住民（4 人以内）

住民からの選任は、深くまちづくり活動を行っている団体の推薦若しくは一般公募によるものとし、別に定める応募の締切日における年齢が 20 歳以上の者とする。

第2 臨時委員、専門委員の選任

臨時委員、専門委員の選任は、議案と特に密接な関係のある学識経験を有する者、関係行政機関又は三重県の職員、市の住民を必要に応じ選任するものとする。

第3 幹事の選任

幹事は、次の職にある者を常時選任するほか、議事に関係のある部、局、課の長及び長が指名する者を必要に応じて選任するものとし、幹事長は都市整備部長が務める。

1 情報戦略局

局長

2 産業観光部

部長

3 都市整備部

部長、次長、参事、監理課長、都市計画課長、交通政策課長、基盤整備課長、維持課長、用地課長、住宅政策課長

4 上下水道部

部長

第4 任命

幹事である市職員の任命は辞令を用いないこととする。

付 則

この要領は、平成17年12月15日より制定し、施行する。

この要領は、平成19年 4月 1日より施行する。

この要領は、平成21年 4月 1日より施行する。

この要領は、平成22年 4月 1日より施行する。

この要領は、平成24年 4月 2日より施行する。

この要領は、平成27年 4月 1日より施行する。

この要領は、平成30年 4月 2日より施行する。

この要領は、令和 2年 4月 1日より施行する。

この要領は、令和 6年 4月 1日より施行する。

伊勢都市計画道路の変更(三重県決定)

都市計画道路中3・3・15号豊川浦田線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造	
幹 線 街 路	3・3・15	豊川浦田線	伊勢市 岡本一 丁目	伊勢市 宇治浦 田一丁 目	伊勢市 勢田町	約 3,110m	地表式	4車線	22.0m	自動車専用 道路と立体 交差1箇所 幹線街路と 平面交差4 箇所	
	車線数の内訳		2車線			約 260m					
			4車線			約 2,850m					
なお、伊勢市宇治浦田一丁目地内に約33,700㎡の浦田交通広場を設ける。											

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

「別紙理由書のとおり」

理 由 書

都市計画道路 3・3・15 号豊川浦田線(以下「豊川浦田線」という。)は、昭和 21 年 6 月に伊勢神宮の外宮と内宮を結ぶ道路として、「両宮連絡道路」という名称で当初都市計画決定した道路であり、その後、昭和 25 年 3 月に現在の「豊川浦田線」へ名称変更を行っている。以降、起終点や幅員、区域等の複数回の変更を経て、現在の計画では、伊勢市岡本一丁目を起点とし、伊勢市宇治浦田一丁目を終点とする延長約 3,110m、代表幅員 22m、4 車線の幹線道路であり、起点部の約 540m、伊勢西 IC 前後の約 290m、終点部の約 460mの区間は既に整備が完了している。

また、豊川浦田線は、「伊勢都市計画区域マスタープラン(三重県)」において、広域拠点等の圏域内の拠点間の連携や産業振興を担う幹線道路として位置付けられている。さらに、「伊勢市都市マスタープラン全体構想 Ver.3.0(伊勢市)」においては、観光道路として重要な役割を持った外宮・内宮連絡軸に位置付けられた道路であるとともに、地元住民にとって生活道路や通学路としての重要な役割を持った道路である。

そのため、休日や観光シーズンに限らず、平時においても交通量が多い状況である。特に楓橋西交差点から宇治浦田西交差点まで(伊勢西 IC 前後の整備済区間約 290mを除く)の未整備区間においては、付加車線が整備されていない交差点が多く、右折車両の滞留による交通渋滞が発生している。また、当該区間は、歩道幅員が狭小な箇所も多く、歩行者や自転車等の安全な通行に支障をきたしている。このことから、円滑な道路交通と歩行者、自転車の安全性の向上を図るため、この未整備区間の整備を順次進めていく必要がある。

今回、当該区間の事業の実施に向けて、詳細な測量及び設計を行い、交差点部における付加車線の新設や道路の計画高と現況地盤高との高低差により生じる法面形状の変更等の見直しを実施し、今後、地域の方々に事業の実施に向けた説明を行う段階となったことから、着実かつ効率的に事業を進めるべく、本路線の区域の変更を行うものである。

なお、この変更に合わせて、伊勢西 IC 南側の整備済み箇所の一部において、現在の道路形状に整合させる様、区域の変更を行う。

総 括 図

伊勢都市計画総括図

(注) この都市計画図は、令和3年3月現在のもので、作成以後新たに都市計画の決定又は変更をすることがあります。地域地区等の内容及び区域、都市施設の位置及び区域等は、その標高を必ずお読みください。詳細については、都市計画課までお問い合わせください。

用途地域別の建築物の用途制限の概要

[illegible]

起点 伊勢市岡本一丁目

変更3・3・15号
又間① L=約900m
0m 4車線

変更区間② $L=100$
 $W=22.0\text{m}$ 4車線

伊勢市宇治

[illegible]

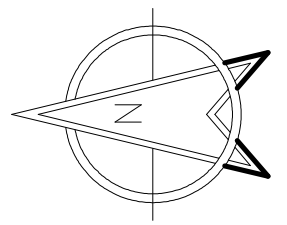
凡 例	
変更前	
変更後	

A0: 1 / 25,000
A3: 1 / 70,700
A4: 1 / 100,000

伊勢都市計画道路				伊勢都市計画公園				伊勢都市計画学校			
区	道	名	延長	区	名	面積	区	名	児童数	区	名
1-2-1	伊勢市	3-5,352 南木上上越	12	1-2-1-1	小川公園	41	2-2-3-2	緑野公園	42	2-2-3-2	伊勢市立小川小学校
3-2-1	外野公園線	3-5,353 八甲野公園線	22	2-2-1-1	南平公園	42	2-2-3-3	緑丘公園	62	2-2-3-3	伊勢市立南平小学校
3-2-2	西野川バス	3-5,354 西野川公園線	22	2-2-1-2	西野川公園	43	2-2-3-4	緑丘公園	63	2-2-3-4	伊勢市立西野川小学校
3-2-3	西野川公園線	3-5,355 西野川公園線	22	2-2-1-3	西野川公園	43	2-2-3-5	緑丘公園	63	2-2-3-5	伊勢市立西野川小学校
3-2-4	外野公園線	3-5,356 西野川公園線	22	2-2-1-4	西野川公園	43	2-2-3-6	緑丘公園	63	2-2-3-6	伊勢市立西野川小学校
3-2-5	西野川公園線	3-5,357 西野川公園線	22	2-2-1-5	西野川公園	43	2-2-3-7	緑丘公園	63	2-2-3-7	伊勢市立西野川小学校
3-2-6	西野川公園線	3-5,358 西野川公園線	22	2-2-1-6	西野川公園	43	2-2-3-8	緑丘公園	63	2-2-3-8	伊勢市立西野川小学校
3-2-7	716号バス線	3-5,359 八甲野公園線	22	2-2-1-7	西野川公園	43	2-2-3-9	緑丘公園	63	2-2-3-9	伊勢市立西野川小学校
3-2-8	西野川公園線	3-5,360 716号バス線	22	2-2-1-8	西野川公園	43	2-2-3-10	緑丘公園	63	2-2-3-10	伊勢市立西野川小学校
3-2-9	西野川公園線	3-5,361 西野川公園線	22	2-2-1-9	西野川公園	43	2-2-3-11	緑丘公園	63	2-2-3-11	伊勢市立西野川小学校
3-2-10	西野川公園線	3-5,362 西野川公園線	22	2-2-1-10	西野川公園	43	2-2-3-12	緑丘公園	63	2-2-3-12	伊勢市立西野川小学校
3-2-11	西野川公園線	3-5,363 西野川公園線	22	2-2-1-11	西野川公園	43	2-2-3-13	緑丘公園	63	2-2-3-13	伊勢市立西野川小学校
3-2-12	西野川公園線	3-5,364 西野川公園線	22	2-2-1-12	西野川公園	43	2-2-3-14	緑丘公園	63	2-2-3-14	伊勢市立西野川小学校
3-2-13	西野川公園線	3-5,365 西野川公園線	22	2-2-1-13	西野川公園	43	2-2-3-15	緑丘公園	63	2-2-3-15	伊勢市立西野川小学校
3-2-14	西野川公園線	3-5,366 西野川公園線	22	2-2-1-14	西野川公園	43	2-2-3-16	緑丘公園	63	2-2-3-16	伊勢市立西野川小学校
3-2-15	西野川公園線	3-5,367 西野川公園線	22	2-2-1-15	西野川公園	43	2-2-3-17	緑丘公園	63	2-2-3-17	伊勢市立西野川小学校
3-2-16	西野川公園線	3-5,368 西野川公園線	22	2-2-1-16	西野川公園	43	2-2-3-18	緑丘公園	63	2-2-3-18	伊勢市立西野川小学校
3-2-17	西野川公園線	3-5,369 西野川公園線	22	2-2-1-17	西野川公園	43	2-2-3-19	緑丘公園	63	2-2-3-19	伊勢市立西野川小学校
3-2-18	西野川公園線	3-5,370 西野川公園線	22	2-2-1-18	西野川公園	43	2-2-3-20	緑丘公園	63	2-2-3-20	伊勢市立西野川小学校
3-2-19	西野川公園線	3-5,371 西野川公園線	22	2-2-1-19	西野川公園	43	2-2-3-21	緑丘公園	63	2-2-3-21	伊勢市立西野川小学校
3-2-20	西野川公園線	3-5,372 西野川公園線	22	2-2-1-20	西野川公園	43	2-2-3-22	緑丘公園	63	2-2-3-22	伊勢市立西野川小学校
3-2-21	西野川公園線	3-5,373 西野川公園線	22	2-2-1-21	西野川公園	43	2-2-3-23	緑丘公園	63	2-2-3-23	伊勢市立西野川小学校
3-2-22	西野川公園線	3-5,374 西野川公園線	22	2-2-1-22	西野川公園	43	2-2-3-24	緑丘公園	63	2-2-3-24	伊勢市立西野川小学校
3-2-23	西野川公園線	3-5,375 西野川公園線	22	2-2-1-23	西野川公園	43	2-2-3-25	緑丘公園	63	2-2-3-25	伊勢市立西野川小学校
3-2-24	西野川公園線	3-5,376 西野川公園線	22	2-2-1-24	西野川公園	43	2-2-3-26	緑丘公園	63	2-2-3-26	伊勢市立西野川小学校
3-2-25	西野川公園線	3-5,377 西野川公園線	22	2-2-1-25	西野川公園	43	2-2-3-27	緑丘公園	63	2-2-3-27	伊勢市立西野川小学校
3-2-26	西野川公園線	3-5,378 西野川公園線	22	2-2-1-26	西野川公園	43	2-2-3-28	緑丘公園	63	2-2-3-28	伊勢

この地図は三重県市町村総合事務組合管理の承認を得て、同組合所管の「2017三重県共有デジタル地図（数値地形図縮尺10,000）」を使用し、調整したものである。（承認番号：三数合地第72号）

計画図【縮尺1/5,000】



変更区間① L=約900m W=22.0m 4車線

変更 3.3・15号豊川浦田線

L=約3,110m W=22.0m 4車線

変更区間② L=約1,020m W=22.0m 4車線

凡 例	
	変更前
	変更後

新旧対照表

伊勢都市計画道路の変更(三重県決定)

都市計画道路中3・3・15号豊川浦田線を次のように変更する。

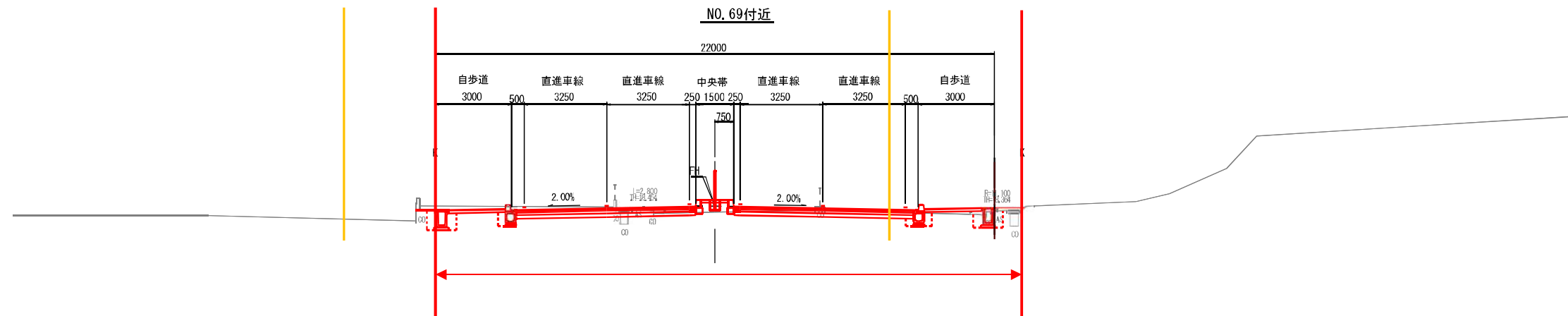
(ゴシック斜体):旧

種別	名 称		位 置			区 域	構 造			備考	
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員		地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造
幹 線 街 路	3・3・15	豊川浦田線	伊勢市 岡本一 丁目	伊勢市 宇治浦 田一丁 目	伊勢市 勢田町	約 3,110m	地表式	4車線	22.0m	(自動車専 用道路と立 体交差) 自動車専用 道路と立体 交差1箇所 幹線街路と 平面交差4 箇所	
	車線数の内訳		2車線			約 260m					
			4車線			約 2,850m					
なお、伊勢市宇治浦田一丁目地内に約33,700㎡の浦田交通広場を設ける。											

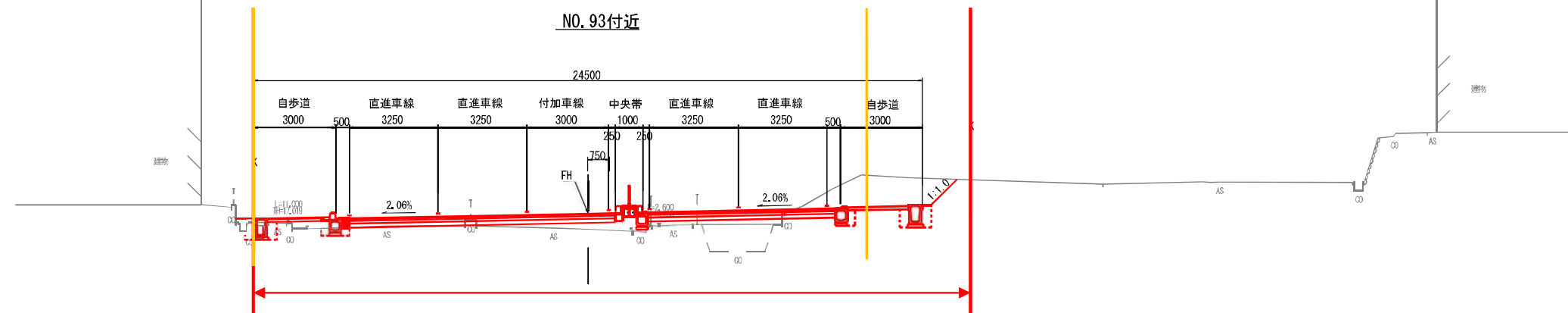
標準断面図

A1 S=1:100
A3 S=1:200

一般部



交差点拡幅部



変更後都市計画
道路区域ライン

変更前都市計画
道路区域ライン

※この図面はA1サイズを原寸とする。

都市計画の策定の経緯の概要
伊勢都市計画道路の変更（三重県決定）

事 項	時 期	備 考
公聴会、説明会等の開催	令和８年１月２３日 令和８年１月２６日	
関 係 部 局 調 整	令和８年１月６日から 令和８年２月１７日まで	
決 定 要 請	令和８年３月１２日	
広 報 等 の 発 行 日 (計画案の縦覧期間掲載)	令和８年５月１日	
計 画 案 の 縦 覧 期 間	令和８年５月７日から ５月２１日まで	
伊勢市都市計画審議会	令和８年６月１１日（本日）	
県都市計画審議会	令和８年８月１９日（予定）	
決 定 告 示	令和８年９月上旬（予定）	

伊勢市都市計画審議会
会長 浅野 聡 様

伊勢市都市計画審議会条例第2条第1項第1号の規定により、下記の事項について貴審議会にお諮りいたします。

記

- 1 諮問事項
- (1) 伊勢都市計画道路の変更について

令和8年5月8日

伊勢市長 鈴木 健一

